２０１３年ＪＭＲＣ中部ラリーカレンダー

月	日	国際ラリー	JAF全日本ラリー選手権	JAF中部・近畿選手権	JMRC中部ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝ	JMRC中部ﾁｬﾚﾝｼﾞ	その他
01	05 ～ 06						
	12 ～ 13						
	19 ～ 20						
	26 ～ 27						
02	02 ～ 03						
	09 ～ 10						
	16 ～ 17						
	23 ～ 24						
03	02 ～ 03					※2 10 Rd.1 愛知 <E>	ｾﾐﾅｰ(1)
	09 ～ 10					MASC	MASC
	16 ～ 17						
	23 ～ 24						
	30 ～ 31						
04	06 ～ 07		12-14 Rd.1 佐賀 350(75T)km <C>				
	13 ～ 14		GRAVEL				
	20 ～ 21						
	27 ～ 28		3-5 Rd.2 愛媛 210(70G)km <C>				
05	04 ～ 05		MAC/ETOILE/D.C.R				
	11 ～ 12			18-19 Rd.1福井200km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		
	18 ～ 19			SYMPHONY	SYMPHONY		
	25 ～ 26						
06	01 ～ 02		7-9 Rd.3 福島 350(80G)km <C>				
	08 ～ 09		MSCC	15-16 Rd.2 富山 150km<D>	Rd.1 富山<D>	15-16 Rd.2 富山<D>	
	15 ～ 16			AND	AND	AND	
	22 ～ 23						
	29 ～ 30		5-7 Rd.4 北海道 600(76G)km <C>			※2 Rd.3 三重<D>	ｾﾐﾅｰ(2)
07	06 ～ 07		TEAM ARK			ON!	ON!
	13 ～ 14						
	20 ～ 21		26-28 Rd.5 群馬 350(85T)km <C>				
	27 ～ 28		TAG				
08	03 ～ 04						
	10 ～ 11						
	17 ～ 18		23-25 Rd.6 京都 240(110T)km <C>	23-24 Rd.3 京都 150km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		
	24 ～ 25		OECU-AC	OECU-AC	OECU-AC		
	31 ～ 01						ｾﾐﾅｰ(3)
09	07 ～ 08						RTN
	14 ～ 15			21-22 Rd.4 兵庫 150km<D>	※1 ﾎﾟｲﾝﾄ対象		
	21 ～ 22	APRC Japan <A>	27-29 Rd.7 北海道 1000(230G)km <C>	TEAM-Shindai	TEAM-Shindai		
	28 ～ 29	AG.MSC北海道	AG.MSC北海道				
10	05 ～ 06		11-13 Rd.8 岐阜 250(80T)km <C>				
	12 ～ 13		M.C.S.C.				
	19 ～ 20		25-27 Rd.9 愛知 230(70T)km <C>	25-26 Rd.5 愛知 150km <D>	Rd.2 愛知 <D>	※1 今年から オｰﾙｽﾀｰもﾎﾟｲﾝﾄ対象	
	26 ～ 27		MASC	MASC	MASC		
11	02 ～ 03				※1 JMRCｵｰﾙｽﾀｰ		JMRCｵｰﾙｽﾀｰ(岡山)
	09 ～ 10			13-14 Rd.6 愛知 180km<D>	Rd.3 愛知<D>	13-14 Rd.3 愛知<D>	
	16 ～ 17			SHIROKIYA/SOMOS	SHIROKIYA/SOMOS	SHIROKIYA/SOMOS	ｾﾐﾅｰ(4)
	23 ～ 24						MRT-金沢
	30 ～ 01						
12	07 ～ 08						
	14 ～ 15						
	21 ～ 22						
	28 ～ 29						
20130120			全９戦	全６戦	全３戦＋４戦 ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝSﾎﾟｲﾝﾄ対象	全４戦	

※１ 枠の競技会はJMRC中部ﾁｬﾝﾋﾟｵﾝｼﾘｰｽﾞのﾎﾟｲﾝﾄ対象となります。

※２ この競技会は、JMRC中部ﾁｬﾚﾝｼﾞｼﾘｰｽﾞ単独開催です。
ｵｰﾌﾟﾝｸﾗｽを設定しておりますので、対象外の方も是非ご参加ください。

２０１３年 ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則

第１章 総則

本共通規則は、ＪＭＲＣ中部における全てのラリー競技会に適用される。本共通規則に記載されていない競技運営に関する実施細目及び指示事項は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。

各競技会の特別規則書は第２章の内容記載を必須とする。尚、特別規則書に記載された内容は、それの示す範囲において本共通規則より優先する。

また、各競技会の参加者および競技運転者は、国内競技規則、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定、本共通規則および競技会における特別規則を熟知して参加するものとする。

第２章 各競技会特別規則書に記載すべき内容

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「ＪＡＦ」という）の公認のもとに国際自動車連盟（ＦＩＡ）の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したＪＡＦの国内競技規則とその付則ラリー競技開催規定、ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定、ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則および本競技会特別規則に従って開催される。

第１条 競技会の名称

２０１３年ＪＭＲＣ中部ラリー［チャンピオン・チャレンジ］シリーズ 第〇戦　〇△□ラリー

第２条 競技種目

ラリー競技開催規定の付則「［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー開催規定」に従った［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー

第３条 競技格式

ＪＡＦ公認 ［準国内・地方］格式 公認番号：２０１３－〇〇〇〇

第４条 開催日程　及び　開催地

２０１３年〇〇月〇〇日（〇）～〇〇日（〇）の〇日間

ラリースタート：〇〇県〇〇市〇〇

ラリーフィニッシュ：〇〇県〇〇市〇〇

第５条　大会本部（ＨＱ）

１　所在地・名称・電話番号

２　大会本部開設及び閉鎖時間

３　大会本部レイアウト図（別途）

第６条 競技内容［下記事項を明記すること］

１．競技方法：［第１種アベレージ・第２種アベレージ・スペシャルステージ］ラリー

２．指示速度走行区間の有無：［有・無］

［第２種アベレージラリー開催規定第４条３．に該当する区間を含む場合はその旨も記すこと。］

３．総走行距離：〇〇〇ｋｍ（予定）

４．スペシャルステージの有無：［有・無］

［※スペシャルステージを設定する場合は、以下を記載のこと。］

（１）スペシャルステージの路面の種別：［舗装・非舗装・ミックス］

（２）スペシャルステージの合計距離：〇〇ｋｍ（予定）

（３）スペシャルステージの数：〇

（４）セクションの数

（５）デイの数

（６）レッキの具体的な実施方法

５．サービスの有無：［有・無］

６．競技中の指定給油所の有無：［有・無］

第７条 オーガナイザー名及び住所

オーガナイザーの名称（略称）：

所在地：

代表者：

ＴＥＬ／ＦＡＸ／ｅ－Ｍａｉｌ：

第８条 組織

１．大会役員

・大会会長［※必要に応じて記載すること。］

２．組織委員会［※委員長を含めて３名以上記載すること。］

・組織委員長：

・組織委員　：

・組織委員　：

3．競技会審査委員会
・審査委員長：　（ＪＭＲＣ近畿派遣）
・審査委員　：　（ＪＭＲＣ中部派遣）
4．競技役員
・競技長：
・副競技長：
・コース委員長：
・計時委員長：
・技術委員長：
・救急委員長：
・事務局長：
・サービス管理者：（設置しない場合は技術委員長が兼務する）
5．ＪＭＲＣ中部救急認定委員：［オーガナイザーはＪＭＲＣ中部救急認定委員を１名以上おく事］

第９条 参加車両
1．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（1）２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に定めるＲＮ車両、ＲＪ車両、ＲＦ車両、またはＡＥ車両とする。
（2）過給器付きエンジンにおけるエアリストリクターの装着は任意とする。
但し、エアリストリクターを装着する場合、そのサイズは最大内径３３㎜（外径：３９㎜ 未満）とする。

さらに、ＤＥ－４クラスにおいてエアリストリクターを装着しない場合は、エンジンコントロールユニット（ＥＣＵ）の変更、改造を認めない。
（3）最低重量については２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第１章第７条に従うこと。
（4）ランプポッドを装着する際は、ＲＦ車両も含めて２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第３章第１０条１０．　2）に従うこと。
（5）すべてのＲＦ車両は、下記のロールケージを装着すること。
① ６点式＋左右のサイドバーを基本構造とした 40φのロールケージを装着しなければならない。
② 気筒容積が 2000CC を超える車両については少なくとも一本の斜行ストラットを取り付けなければならない。
2．ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
（1）２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定に従った以下の車両とする。
A．ＲＮ車両
B．ＲＪ車両
C．ＲＦ車両
D．２００２年ＪＡＦ国内競技車両規則第３編ラリー車両規定に従って製作された車両（ＲＢ車両）で下記のすべての条件を満たしたもの。
ａ．２００２年１２月３１日以前に運輸支局等に初年度登録された車両であること。
ｂ．ＦＩＡ公認車両またはＪＡＦ登録車両であること。ＦＩＡ公認車両とＪＡＦ登録車両の両方の資格を有する場合は、ＪＡＦ登録車両として取り扱う。
ｃ．６点式以上のロールケージを装着していること。
E．ＡＥ車両
（2）ランプポッドは装着禁止とする。但し、メーカーラインオフ時に走行用前照灯が２灯式である車両については、道路運送車両法を遵守することを条件に、走行用前照灯２灯の追加が認められる。なお、走行用前照灯を追加する際のボンネッ トの加工は一切認めない。
（3）リストリクターの装着は義務付けない。
（4）リストリクターの装着時を除き、ＥＣＵの変更および改造は一切認めない。
3．ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ・ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ共通事項
（1）メーカーラインオフ時に装備されている安全ベルトに加え、２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第２章第２条に定める４点式以上の安全ベルトを装備していること。
（2）マフラーおよび触媒はメーカーラインオフ時に装着されている純正品に限定する。
（3）エアクリーナーケースの加工は一切認められない。エアフィルターについては純正品以外への変更が認められる。
（4）三角停止板２枚、赤色灯、非常用信号灯（発煙筒）２本以上、牽引ロープおよび救急用品を搭載すること。これらは走行中に浮遊物とならないように、確実に固定すること。
Ａ３サイズのＳＯＳ/ＯＫサインを二枚、車両に搭載すること。
（5）少なくとも２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第２章第３条３．　1）に定める手動消火装置を装備すること。
（6）ホイールおよびタイヤについては、２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第２編ラリー車両規定第３章第６条に従うこと。なお、ＲＦ車両はＲＪ車両規定に従うこと。
（7）各競技会特別規則書に規定することによって、タイヤの仕様や本数等の制限を加えることができる。
（ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定付則参照）
（8）新設されたＡＥ車両については、２０１３年ＪＡＦ国内競技車両規則　第２編　ラリー車両規定
第５章 ＡＥ車両用改造規定　に定める通りとする。

第１０条 クラス区分
１．　ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
ＤＥ－４クラス：気筒容積３０００ｃｃを超える車両
ＤＥ－３クラス：気筒容積１５００ｃｃを超え、３０００ｃｃ以下の車両
ＤＥ－２クラス：気筒容積１５００ｃｃ以下の車両　及びＡＥ車両（気筒容積区分無し）
但し、異なる車両区分（ＲＮ、ＲＪ、ＲＦ）でのクラス分けは行なわない。
２．　ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
気筒容積、駆動方式および異なる車両区分（ＲＮ、　ＲＪ、ＲＢ、ＲＦ）によるクラス区分は行なわない。

第１１条 参加資格
１．　ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（１）　ドライバーおよびコ・ドライバーは、当該車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後１年以上経過していること。
（２）　ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員であり、 かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
（３）　１クルー２名限定とする。
（４）　２０才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
（５）　上記（２） 以外の者においては、主催者の判断により参加を認める。
２．　ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
（１）　ドライバーは、ドライバーとして、過去５年以内のＪＭＲＣ各地区のラリーシリーズまたは、ＪＡＦ地方ラリー選手権においてシリーズ３位以内に入賞した経験がない者であること。
（２）　ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員であり、かつ各クラブ代表者が責任をもてる者であること。
（３）　１チーム２名限定とする。
（４）　２０才未満の参加者は、 親権者の承諾書を主催者に提出しなければならない。
（５）上記（１）および（２）以外の者においても、所属する地域クラブ協議会の共済会もしくはそれに準ずる制度に加入していることを条件に、 主催者の判断により参加を認める。 但しその場合、 上記（１）に該当しない者を含むクルーは賞典外とし、ポイントを獲得することはできない。
（６）　参加資格について疑義がある場合は、 その証明責任は参加者にあるものとする。

第１２条 参加台数
各クラス合計で６０台に制限する。

第１３条 参加料
参加料は、各競技会の「特別規則書」に記載された金額を最終決定金額とする。
［※エントリー代、サービス代、レッキ代、宿泊代、食事代等、費用の発生する事項を記載］

第１４条 保険の加入
参加者は、ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険（または共済もしくはそれに準ずる制度）に加入すること。
ＪＭＲＣ中部加盟クラブ員は、ラリー互助会に加入する事でこれに替える事が出来る。
ラリー互助会加入に際しては、ラリー互助会規定を熟読し、規定に指示された手続きを行う事。
オーガナイザーによるラリー保険斡旋：［有・無］

第１５条 参加申込方法
１．参加申込は所定の参加申込書類に必要事項を正確に記入および署名捺印の上、参加料を添えて、参加申込先まで持参又は郵送にて行なうこと。電話およびメール便による申込は受け付けない。
なお、現金を郵送する場合は、必ず現金書留にて送付すること。
２．参加申込は受付期間内必着とする。
［※上記以外の参加申込方法を許可する場合は、その方法を詳細に記載。］
・提出書類 ：［※参加申込書、車両申告書、サービス申込書等、提出すべき書類を明記のこと。］

第１６条 受付期間
２０１３年〇〇月〇〇日（〇）～〇〇月〇〇日（〇）

第１７条 参加申込先及び問い合わせ先
［※住所、宛名、ＴＥＬ、ＦＡＸ、ｅ－Ｍａｉｌ等を記載。］

第１８条 タイムスケジュール
・　レッキ受付の日時・場所
・　レッキブリーフィングの日時・場所
・　レッキ開始、終了時間
・　参加確認の日時・場所：
・　公式車検の日時・場所：
・　第１回審査委員会の日時・場所：
・　ドライバーズブリーフィングの日時・場所：
・　ラリースタート日時・場所：（１号車予定）

・ ラリーフィニッシュ日時・場所：（１号車予定）
・ 暫定結果の発表日時・場所：（予定）
・ 車両検査日時・場所
・ 表彰式の開催日時・場所：（予定）

第１９条 サービス
サービス会場：〇〇県〇〇市〇〇
尚、サービスを設ける場合は、オーガナイザーによるサービス会場の管理方法ならびにその担当競技役員を記載すること。

第２０条 ペナルティ（スペシャルステージラリーを除く）
詳細なペナルティは各競技会特別規則書に記載
［例１：本特別規則書および２０１３年ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則に記載されているもの以外のペナルティは、「ラリー競技開催規定 付則：スペシャルステージラリー開催規定 別添５：スペシャルステージラリーに適用される罰則」のうち、該当するものを準用する。
［例２：ＣＰカードを紛失した場合、１枚の紛失につき６０秒を与える。］
［例３：採点シートの提出が指定時刻より遅れた場合、１分につき１０秒を与える。］
［例４：採点シートの減点に計算ミスがあった場合、正しい減点に直した後、計算ミス１ヶ所につき５秒を与える］

第２１条 賞典
［※賞典の数を参加台数によって制限する場合はその旨を明記する。この場合、最終的な賞典の数は受付開始までに公式通知で示す。］

第２２条 付則
１．本共通規則の適用は、各競技会の参加申し込み受付と同時に有効となる。
２．本特別規則に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則とその付則、国際モータースポーツ競技規則とその付則、ラリー競技開催規定とその付則、ＪＭＲＣ中部ラリー共通規則ならびにＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定に従って開催される。
３．本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第３章 競技に関する基準規則

第２３条 参加受理
１．オーガナイザーは理由を明示する事無く参加拒否の権限を有する。
２．参加申込締切り後、オーガナイザーは、すみやかに各参加者宛に正式参加受理又は参加不受理を通知しなければならない。
３．参加不受理の場合は、事務諸経費２，０００円を差し引いて参加料を返却する。
４．正式参加受理後、参加料は一切返還しない。公式車両検査不合格等により出走を拒否された場合も同じである。
５．正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。但し、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。なお、正式参加受理後（受理書発送以降）の変更は１件につき事務諸経費２，０００円を徴収する。
６．参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
７．参加者が参加申込後、何らかの理由において参加申込の取り消しをオーガナイザーに求めても、オーガナイザーは参加申込締切り前後を問わず拒否することができる。

第２４条 ゼッケン
１．ゼッケン番号は、オーガナイザーが指定し支給する。
２．ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告は、定められた位置に取付けること。
３．ゼッケン番号およびオーガナイザー指定の商業広告不備による各種のトラブルについてオーガナイザーはその責任を負わない。

第２５条 受付
受付では有効なドライバーおよびナビゲーターの運転免許証・競技運転者許可証・競技車両の自動車検査証 自動車賠償責任保険証・地域クラブ協議会の共済会への加入を証明する物を速やかに提示し、チェックを受けること。

第２６条 公式車両検査
１．公式車検は、車両規則への適合及び安全面を重点に実施する。
２．車検不合格車両の失格については、競技会審査委員会の決定を最終とする。
３．公式車両検査終了後も予告なく再車検を行なうことがある。その際においても本規則に合致しないことが認められた場合、上記第２６条（２）と同じとする。

第２７条 コース
１．コース及び距離はコース委員が数回の試走を行って定め、コース図によって競技者に指示する。

２．競技長およびコース委員長は天候、道路状況の変化、その他の事情により予告無くコース変更することが出来る。
３．やむなくコース変更する場合は、文字と方向を示す矢印を記した看板を確認しやすい位置に提示する。これが不可能な場合は、コース委員の合図またはこれに変わるべき表示により行なう。

第２８条 スタート
１．スタートは日章旗またはクラブ旗によって合図する。
２．スタートは原則として１号車よりゼッケン順に１分間隔で行なう。これと異なるスタート順を採用する場合は、特別規則書または公式通知にて示す。

第２９条 チェックポイント（ＣＰ）（スペシャルステージラリーを除く）
１．ＣＰは原則としてコース進行方向の左側に設置し、ＣＰ看板及び白線にて明示する。
２．ＣＰに並進して入ってはならない。並進して入った場合、進行方向右側の競技車は計測しない。
３．別途指示がある場合を除き、ＣＰより確認しうる地点にて時間調整と見なされる故意の減速、停止を行ってはならない。
４．ＣＰでは役員の指示に従い、ＣＰライン通過後計時車付近で停止し、ＣＰカードを受け取るものとする。
５．ＣＰに関する一切の申し立ては、そのＣＰの役員に速やかになされなければならない。また、それに要した時間は、各自取り戻すものとする。
６．ＣＰ及びフィニッシュは先頭スタート車の標準通過時刻の１５分前に開設し、最終スタート車の標準通過時刻に３０分を加えた時間で閉鎖する。但し、競技の進行上、開設・閉設時刻を変更する場合もありうる。
７．ＣＰ付近より確認できる違反行為、ルール無視、故意の時間調整、右側下車等を行った場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
８．上記第２９条（４）のＣＰカードの取り扱いについて特別な方法を採用する場合は、特別規則書にて規定する。

第３０条 パスコントロールポイント（ＰＣ）（スペシャルステージラリーを除く）
ＣＰ以外でもルート上で速度を変更させる事がある。ＰＣにおける秒未満の処理については特別規則書に記載する。特に記載の無い場合は秒未満を切捨とする。

第３１条 計時（３．～６．はスペシャルステージラリーを除く）
１．計時は、日本標準時を基準にした役員の時計を用いる。
２．計時は、原則として計測ラインを前輪が通過した時とする。
３．秒計時のＣＰにおける計時は秒未満を切捨として秒単位で、分計時のＣＰにおける計時は分未満を切捨として分単位で計時する。
４．ＣＰからのスタート方法およびスタート時刻は、指示書またはチェックカードに記載された方法および時刻とする。
５．コース上にて再スタート地点を設ける場合がある。この場合のスタート時刻は、００秒とする。
６．不可抗力により競技を中断した場合の再スタート地点においては、役員の任意の合図により計時した時、分、秒をその地点のスタート時刻とし、これによる不利益についての抗議は一切受け付けない。

第３２条 減点（スペシャルステージラリーを除く）
１．各区間における実走行所要時間と基準時間との差について、秒計時区間においては１秒につき１秒、分計時区間においては早着１分につき６０秒、遅着１分につき１０秒とし、算出された各区間の減点を加算し減点合計とする。
２．スペシャルステージ区間は１秒につき１秒とする。
３．その他特に指示する区間において異なる減点方法を取る場合は、競技会特別規則にて規定する。

第３３条 採点（スペシャルステージラリーを除く）
１．競技参加者は各ステージ終了後、指定の時間内にチェックカード等を採点シートに貼付し、かつ必要事項を記入した上で、当該採点シートを受付に提出しなければならない。
２．採点シートの提出が指定時刻を過ぎた場合、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
３．競技参加者が各自採点した減点に誤りがあった場合は、正しい減点に訂正した後、競技会審査委員会の決定によりペナルティを科す場合がある。
４．上記第３３条（１）～（３）と異なる採点方法を採用する場合は、特別規則書にて規定する。

第３４条 参加者の遵守事項
１．競技中は、いかなる事があろうとも道路交通法の遵守を最優先する。また、現場の警察官の指示に従うこと。
２．一般車両及び歩行者等交通弱者に迷惑を及ぼさないこと。
３．民家の付近では極力静かに走行すること。
４．他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないよう留意すること。
５．明らかに追い越そうとしている後続車が有る場合は安全かつ速やかに進路を譲ること。
６．時間調整はオーガナイザーから指示された場所または民家より１００ｍ以上離れた場所で、必ずエンジンを停止して行うこと。
７．リタイヤした時は最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合、他の競技者に

連絡するか、電話等の手段で当日の競技会事務局まで連絡すること。
８．リタイヤまたは失格となった場合は、直ちにゼッケン、ラリー競技会之証、その他の競技関係添付物を取り除くこと。
９．競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でのサービスを受けることは出来ず、また指定給油所以外での給油は禁止する。
１０．整備作業を行なうことができる者は、当該車両の乗員およびオーガナイザーが認めた作業員のみとする。
１１．整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
１２．サービス地点での車両の整備作業は下記のものに限り許される。下記以外の整備作業については技術委員長の許可が無ければ出来ない。
（１）タイヤの交換
（２）ランプ類のバルブの交換
（３）点火プラグの交換
（４）Ｖベルトの交換
（５）アクセサリー等の自動車部品の交換
（６）各部点検増締め
１３．すべての乗員および競技参加者は必ずブリーフィングに出席しなければならない。
１４．原則として参加競技会表彰式への出席を義務付ける。

第３５条 失格規定（スペシャルステージラリーを除く）
以下の事項を競技長に確認された場合は競技会審査委員会の決定により失格となる。
１．競技中にシートベルト、ヘルメット、グローブおよびレーシングスーツを（指示された区間において）着用せずに走行した場合。
２．競技中に交通違反をし、警察官の取り調べを受けたとき。
３．加害者、被害者を問わず、競技中に交通事故を起こしたとき。
４．ＣＰを逆行したとき。
５．ＣＰ不通過あるいはタイムアウトしたとき。
６．ＣＰカード記入事項の改ざんまたは虚偽の申告が判明したとき。
７．競技中車両内にラジオおよび携帯電話を除く無線機の持込を行なったとき。
８．競技中乗員または車両に変更があったとき。
９．他の競技車を故意に妨害したとき（妨害された競技者の申告により競技長がそれを認めたとき）
１０．他車による牽引またはこれに準ずる方法で走行したとき。
１１．競技会役員の指示に従わなかったとき。
１２．スポーツマンらしからぬ言動をとったとき。
１３．参加申込書、その他の書類に偽りの記載をし、その後発覚したとき。
１４．リタイヤの申告を怠ったとき。
１５．競技中著しく車体を損傷または破損していたにもかかわらず、改善処置をしなかった時。
１６．参加者またはその関係者間で不正行為が行われ、その事実を競技役員が目撃した場合あるいは他の参加者から申告がなされ、競技長が認めたとき。
１７．指定区間以外の場所で前部霧灯を使用（点灯）した場合。
１８．競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。

第３６条 ペナルティの例外
自チーム以外の死傷者の緊急を要する救助の為、減点又はペナルティが科せられた時は当該事情を考慮し、これを軽減または免除する場合がある。但し競技長 が事実を認め競技会審査委員会が必要と判断した時に限る。尚、この申告は採点シートの提出と同時または最終のＴＣ通過時までに行われなければならない。

第３７条 抗議
１．自チームのみが不当に処遇されていると認められる場合は抗議することができる。
２．抗議の提出は国内競技規則１２－２および自動車競技に関する申請・登録等手数料規定第１７条に基づき１件につき所定の抗議料を添えて競技長に提出すること。その際、連名は認められない。
３．抗議の時間制限は国内競技規則１２－４に準ずる。
４．抗議の結果は競技会審査委員長より口頭で直接本人に伝える。
５．抗議料の返還は、抗議が成立した場合か競技会審査委員会の指示があったときのみ返還される。
６．抗議内容が車両規定に及ぶ場合、抗議対象となった車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立となった場合は抗議者が負担しなければならない。
７．上記にかかわらず次の事項に対する抗議は一切受け付けない。
（１）第２９条７．
（２）第３１条６．
（３）第３４条１．
（４）第３５条

第３８条 損害の保証
参加者は車両及びその付属品が破損した場合及び第三者に損害を与えた場合はその責任は各自が負わなければならない。すなわち参加者はＪＡＦ及びオーガナ イザー、競技会関係者が一切損害保証の責任を免除されていることを了承していなければならない。

第３９条 競技会の中止又は延期
保安上又は不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定により競技を中止又は延期および途中で取り止めることができる。

第４０条 競技会の成立
競技途中で競技続行が危険あるいは不可能な場合は競技会審査委員会の決定により競技を打ち切る事がある。
その場合、競技会は成立したものと見なし、成績は打ち切り地点までとする場合がある。

第４１条 成績（スペシャルステージラリーを除く）
成績は合計減点＋ペナルティ点数の少ないものを上位とし、同点の場合は次の順序によって順位を決定する。
１．ＳＳ１のタイムが上位の方。ＳＳ１が同タイムの場合はＳＳ２、ＳＳ３…と順次比較する。
２．ペナルティが少ない方。
３．減点０区間の多い方。
４．競技会特別規則書による。
５．競技会審査委員会の判断。

第４章 ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ戦規定

第４２条 目 的
ＪＡＦ中部地域クラブ協議会のラリーシリーズとして参加者及びオーガナイザークラブ間の親睦および初級者・若年者の育成を図りＪＭＲＣ中部の発展を目的とする。

第４３条 シリーズ戦
１．下記のシリーズを設ける。
（１）ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズ
（２）ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズ
２．上記の２つのシリーズは同一競技会において併催することができる。 但し併催の場合、 参加者は２つのシリーズに重複して参加することはできない。

第４４条 部 門
１．下記の部門を設ける。
（１） ドライバー部門
（２） コ・ドライバー部門

第４５条 参加車両
第９条に規定の通り。

第４６条 クラス区分
第１０条に規定の通り。

第４７条 クルーの装備品
１． 安全ベルトは必ず装着し、 タイムトライアルおよび第２種アベレージラリー開催規定第４条３.に該当する区間を行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ず４点式以上の安全ベルト、ヘルメッ ト、グローブおよびレーシングスーツを着用すること。 但しコ ・ ドライバーについてはグローブの着用を免除する。
２．ヘルメットおよびレーシングスーツは、２０１３年のＪＡＦ国内競技車両規則第４編付則「ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する付則」 に従ったものとする。
３．上記１． の場合以外でも、競技中は長袖長ズボンを着用すること。

第４８条 参加資格
第１１条に規定の通り。

第４９条 ポイント
１．各クラスとも下表に従ってポイントを与え、下記（７）に示す有効ポイントの合計で順位を決定する。

順位	１位	２位	３位	４位	５位	６位	完走
得点	１０	８	６	４	３	２	１

２．各クラスの参加出走台数が３台に満たない場合、 そのクラスのポイントは上記のポイントに０．５を乗じたポイントとする（小数点以下１桁まで有効とする）。
３．全開催数－１戦のポイント総数を有効ポイントとする。但し、競技会開催数が全６戦を超えた場合は最高５戦までを有効ポイントとする。 また、 全開催数が３戦以下の場合は全戦有効ポイントとする。
４． 有効ポイントが同点の場合は、 下記の方法で順位を決定する。
（１）全開催数が３戦以下の場合、 当該年度における当該ラリーシリーズのオーガナイザークラブ・団体に所属する者を上位とする。
（２） 上位ポイントの獲得回数の多い順。
（３） 当該競技者が得た全ての得点のうち、 上位得点の獲得回数の多い順。

（４） 参加台数の多い競技会のポイントを優先する。
（５） ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズ主催者会議にて決定する。
５． ＪＭＲＣ中部ラリーシリーズのポイントは、最終集計時に以下に該当する者のポイントは全て抹消される。
（１）当該シリーズ最終戦終了時までに、ＪＭＲＣ中部に加盟するクラブ・団体の所属員（クラブ員）であることの証明ができなかった者。
６．国内競技車両規則違反に起因する失格を決定された競技者（ドライバー、コ・ドライバー）は、失格となった競技会を含み、 以前のポイントを剥奪する。
７． 上記５． および６． に該当する者がいた場合、各競技会のポイントの再集計は行なわず、 シリーズ順位のみを繰上げる。
８． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズにおいては、近畿地区において開催されるＪＡＦ中部・近畿ラリー選手権戦もポイント獲得対象競技会とする。
９． ＪＭＲＣ全国オールスターラリーをポイント獲得対象競技会とする。

第５０条 参加の制限
１．再車検を拒否した場合は、その競技会は失格とし、かつ当該シリーズのポイントは全て剥奪し、以降当該年度の当該シリーズ戦競技会への参加を認めない。
２． オーガナイザーが事前走行と認めた車両に乗っていた者は、 それまでの全てのシリーズポイントを剥奪し以降当該年度の全てのシリーズ戦への参加を認めない。

第５１条 シリーズ表彰
各シリーズともに各クラス・各部門１位を表彰対象とする。但し、参加台数およびクラス成立した競技会回数により表彰対象枠の変更を行なう。

第５２条 表彰式
「ＪＭＲＣ中部Motor Sports day 2014」 にて開催される表彰式で行なう事を原則とする。

第５３条 入賞者の義務
入賞者は、 表彰式への出席を義務付ける。 但し、 やむを得ず出席できない場合は、 その理由と代理人をラリー専門部会に報告すること。

第５４条 ＪＭＲＣ全国オールスターラリー出場権
以下の優先順によりＪＭＲＣ全国オールスターラリーへの出場権が得られるものとする。
１． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ１位～３位のドライバー
２． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ１位のドライバー
３． ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ４位～６位のドライバー
４． ＪＭＲＣ中部ラリーチャレンジシリーズの各クラスにおいて、 シリーズ２位～３位のドライバー
５． 上記以外でＪＭＲＣ中部ラリー専門部会が特別に推薦する者

第５５条 タイヤ規制について
２０１３年ＪＭＲＣ中部ラリーチャンピオンシリーズおよびチャレンジシリーズに参加する場合は、公平性に留意し、競技参加者の安全を損なわない範囲で、参戦費用負担軽減を目的として、通称Ｓタイヤの使用を禁止する。
（本規制は、併設される場合がある、オープンクラス等シリーズ戦外クラスについては、適用されない。）
Ｓタイヤの銘柄例

タイヤメーカー	ブランド名	使用禁止タイヤ銘柄
ダンロップ	ＤＩＲＥＺＺＡ	９３Ｊ／９８Ｊ／０１Ｊ／０２Ｇ／０３Ｇ
ブリヂストン	ＰＯＴＥＮＺＡ	５２０Ｓ／５４０Ｓ／５５Ｓ／１１Ｓ
東洋ゴム	ＰＲＯＸＥＳ	ＦＭ９Ｒ／０８Ｒ／８８１／８８８
横浜ゴム	ＡＤＶＡＮ	０２１／０３２／０３８／０３９／０４８／０５０
クムホ	ＥＣＳＴＡ	Ｖ710
メーカ問わず		海外メーカ製造、通称Ｓタイヤ等。

この表は、あくまでも現状で一般的にＳタイヤと認識されている銘柄を列挙したものであり、原則Ｓタイヤ（セミレーシング）は禁止と考える事。上記以外のタイヤでもＳタイヤに準ずると判断された場合、シーズン途中からでも使用を禁止する場合がある。不明な場合は購入、装着の前に主催者に問い合わせる事。

ＪＡＦ中部地域クラブ協議会 ラリー専門部会
2012.9.9 改訂